

津山市倭文診療所  
診療等事業者 審査基準

津山市こども保健部健康増進課

令和4年10月

## 津山市倭文診療所診療等事業者審査基準

事業者の選考は、公募型プロポーザル方式による。

具体的には、提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の審査基準の各項目をそれぞれの視点から考慮して総合的に審査し、各項目の配点に従って採点した上で選考する。

### 【 審査基準 】

項 目	審査の主な視点	配点
1 事業費に関する事項	{1－(提案価格/見積上限額)}×100+2 ※上記計算結果の小数点以下は四捨五入とする。また、10点(100点中)を上限とする。	10
2 申請者等に関する事項 (管理運営能力)	・診療所を安定的に運営できる知見と経営能力があるか。	5
	・長期的安定的な診療所運営を行っていくために十分な人的基盤を有しているか、又は確保の実現性が高いか。	5
	・事業者等が診療等事業を安定して行う財政基盤を有しているか。	5
3 事業実施の考え方	・診療所の設置目的や位置づけ等への十分な理解のもと、それらの適合した診療所運営の理念や基本方針を有しているか。	5
	・診療所の診療科目及び診察日等は、地域の特性を反映したものになっているか。	5
	・診療所の利用に関し、平等利用の考え方が明確となっているか。	5
	・利用に際しては、障害者への配慮等、具体的な対応方法が明確となっているか。	5
	・個人情報保護のための適切な措置が取られているか、そのほかの法令遵守について配慮されているか。	5
4 具体的な事業実施・サービス提供体制	・診療所の管理責任者及び管理体制が明確であり、職員の配置が適切であるか。	10
	・緊急時の迅速な対応等の危機管理体制が整備されており、診療所の安全で適切な管理体制が確立されているか。	10
	・薬の処方方法について、地域の特性に応じた提案がされているか。	10
	・健康づくりに関する事業など、利用者の満足度向上を図る取組が、提案されているか。	10
5 その他施設固有の性質等に関する事項	・地域への配慮(市内事業者、継続雇用、地域雇用等)	10
合 計		100